**○総務省告示第五百三十九号**

特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）第二十九条第二項の規定に基づき、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第九条の三第一号に規定するパーソナル無線による当該周波数の使用の期限を平成二十七年十一月三十日と定めた周波数割当計画の変更に係る特定周波数終了対策業務の区分を次のように定める。

なお、平成十六年総務省告示第六百二十三号（特定周波数終了対策業務の区分を定める件）は、廃止する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

施行規則第九条の三第一号に規定するパーソナル無線であって、その常置場所が北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県であるものの免許人を対象として行う特定周波数終了対策業務

**○総務省告示第五百四十号**

特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）別表2の項、3の項及び4の項の規定に基づき、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第九条の三第一号に規定するパーソナル無線による当該周波数の使用の期限を平成二十七年十一月三十日と定めた周波数割当計画の変更により無線局の周波数の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しようとする免許人に対して登録周波数終了対策機関が支給する給付金の額の算定に用いる耐用年数、撤去に要する費用に相当する額及び年利を次のように定める。

なお、平成十六年総務省告示第七百二十四号（登録周波数終了対策機関が支給する給付金の額の算定に用いる耐用年数、撤去に要する費用に相当する額及び年利を定める件）は、廃止する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

一　特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（以下「規則」という。）別表2の項の総務大臣が定める耐用年数及び同表3の項の撤去に要する費用に相当する額は、次の表の上欄に掲げる撤去無線設備の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

| 撤去無線設備の種類 | 撤去無線設備の耐用年数 | 撤去無線設備の撤去に要する費用に相当する額 |
|---|---|---|
| 施行規則第九条の三第一号に規定するパーソナル無線 | 十年 | 一設備当たり一五、〇〇〇円 |

二　規則別表4の項の総務大臣が定める年利は、〇・九五パーセントとする。

**○総務省告示第五百四十一号**

特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）別表1の項⑴ロの規定に基づき、撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものを次のように定める。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものは、施行規則第九条の三第一号に規定するパーソナル無線の無線設備とする。

**○防衛省告示第二百八十七号**

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第九条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月十四日

防衛大臣　一川　保夫

一　飛行場の名称、位置及び所在地

名　称　大村飛行場

標点位置　北緯三十二度五十五分四十一秒　東経百二十九度五十六分三秒

標　高　五・七メートル

所在地　長崎県大村市今津町

二　飛行場の種類、等級及び車輪配置型式別許容航空機重量

種　類　陸上飛行場

等　級　e級

車輪配置型式別許容航空機重量

単車輪　十五トン

複車輪　十七トン

複々車輪　二十四トン

三　使用開始期日　平成二十三年十二月十五日

四　設備の概要及び利用上の特記事項

⑴　滑走路

長　さ　千二百メートル

幅　三十メートル

方　位　百八十二度―二度（磁方位）

舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

⑵　誘導路

延　長　千二百四十二メートル

幅　十二メートル、十八メートル

舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

⑶　エプロン

面　積　三万八千二百二十三平方メートル

舗装の種類　コンクリート舗装

⑷　航空保安施設

飛行場標識施設　B式

航空保安無線施設　B式

飛行場灯火　B式

⑸　その他

給油設備　有り

計器着陸誘導施設　無し

**○防衛省告示第二百八十八号**

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第九条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月十四日

防衛大臣　一川　保夫

一　航空灯火の名称、位置及び所在地

⑴　名称　大村飛行場灯火

⑵　位置

飛行場灯台　北緯三十二度五十五分五十六秒、東経百二十九度五十五分五十秒

その他の飛行場灯火　第一図のとおり

⑶　所在地　長崎県大村市今津町

二　航空灯火の種類及び方式

種類　飛行場灯火

方式　B式

三　使用開始期日

平成二十三年十二月十五日

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

| 灯火 | 灯質 | 光度 | 配置その他 |
|---|---|---|---|
| 飛行場灯台 | 白熱電灯、航空白、閃光、六十秒毎に二十八閃光（約二秒毎に航空白一閃光） | 実効光度航空百五万カンデラ | 北緯三十二度五十五分五十六秒、東経百二十九度五十五分五十秒 |